

**経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する
有識者会議**

**第五回事務局資料
(これまでのご意見を踏まえた今後の議論の方向性)**

令和元年11月18日（月）

金融庁

1. 総論

経済価値ベースの考え方の意義と現行制度の課題について

【保険会社を取り巻く環境と保険会社の社会的役割】

- 我が国の保険会社を取り巻く環境をみると、長期的には人口減少等によって国内保険市場が縮小する可能性がある中で、足元の低金利環境の継続によって収益環境は厳しさを増している。また、長寿化による医療・介護負担やライフスタイルの変化、デジタルイゼーションの進展等に伴い顧客の保険ニーズが変化しているほか、内外経済・市場の変動、世界的な自然災害の激甚化、サイバーリスクの出現等、保険会社を取り巻くリスクも変化している。
- そうした中、環境変化に機動的かつ的確に対応したリスク管理態勢及び持続可能なビジネスモデルを構築しつつ、変化する保険ニーズに応え続けていくことが期待されている。

【経済価値ベースの考え方の意義と現行制度の課題】

- 上記の環境下、経済価値ベースでの資産・負債評価を通じたフォワードルッキングな経営管理・リスク管理を行うことの意義については、基本的には賛意が示された。
- 金利リスクへの感応度が経済価値ベースの評価とは逆となる現行のソルベンシー・マージン比率規制や実質資産負債差額規制については、保険会社のリスク管理・ALMの高度化の足かせになっているのではないかと指摘もあった。
- 以上を踏まえると、経済価値ベースのソルベンシー・マージン比率規制を導入する意義・目的は、以下のように要約できるのではないかと。
 - ✓ 規制を内部管理とより整合的とし、一定の比較可能性・理解可能性を持ったものとするすることで、保険会社と外部のステークホルダー（契約者、市場関係者、当局）との間の適切な対話・情報提供を促し、保険会社が内部管理を更に高度化していくためのインセンティブとすること
 - ✓ 中長期的な健全性の確保を通じて契約者保護を図りつつ、保険会社が持続可能な形で各種の保険ニーズに応えていくための規制・競争環境を整えること

制度の導入に当たり留意が必要な点について

- 一方で、経済価値ベースの考え方をソルベンシー・マージン比率規制に導入する場合に留意が必要な点についても様々な意見が出された。
 - ✓ 一般に市場環境によるボラティリティが大きいESRが規制として導入され、一時点での100%の抵触も許容されない（或いは外部からの過剰な風評等にさらされる）場合には、保険会社の資産運用や商品戦略に対する過度な制約や、プロシクリカルな投資行動につながるおそれがある。
 - ✓ 規制と低金利環境のどちらが主要因であるかの判断は難しいが、欧州（ドイツ）においてハイブリッド型の年金商品等が増加する傾向がみられたことも踏まえつつ、規制が保険商品・消費者に与える影響を見極めるべき。
- 他方で、現行制度がリスク管理・ALMの高度化の足かせとなっている可能性（前頁参照）も踏まえ、経済価値ベース規制の検討に過度に慎重になるべきではない、という意見もあった。
- これらの経済価値ベースの規制が契約者・保険会社・市場に制度の本来の意図と異なる影響を与えることを防ぎ、前頁に掲げた目的を最大限達せられる枠組みとするためには、
 - ✓ 制度の導入が契約者・保険会社・市場に与えるインパクトや経路についての理解を深めた上で、
 - ✓ 単純にESRの水準のみに基づく機械的・画一的な規制とするのではなく、「3本の柱」の考え方に基づく健全性政策全体のあり方（次頁参照）を検討していくことが必要ではないか。

健全性政策全体の考え方について

- 経済価値ベースのソルベンシー規制を導入するに当たっては、単一の指標（標準モデルに基づくESR）を定める必要がある一方、それのみで問題の全てを解決できる訳ではないことが指摘された。
- これを踏まえると、ソルベンシーII等も参考にしつつ、以下の「3本の柱」の考え方に沿って、それぞれの具体的な中身や相互の関係性・役割分担について検討を深めていくことが必要ではないか。
 - ✓ 第1の柱（ソルベンシー規制）により一定の共通基準を設け、また契約者保護のためのバックストップとして監督介入の枠組みを定める
 - ✓ 第2の柱（内部管理と監督上の検証）を通じて、保険会社の内部管理の高度化を促しつつ、第1の柱で捉えきれないリスクも捕捉する
 - ✓ 第3の柱（情報開示）により保険会社と外部のステークホルダーとの間の適切な対話を促し、ひいては保険会社に対する適正な規律を働かせる
- また、前述の制度設計上留意すべき点に関する検討についても、そうした「3つの柱」の具体的な検討を進める中で、実効的な解を探っていくことが重要ではないか。
 - ✓ 例えば、第1の柱の基準や監督介入の内容を過度に厳しいものとしな一方、第2の柱と第3の柱を通じて適切な規律が働くような枠組みとする等。

規制の導入に向けたタイムラインについて

- 経済価値ベース規制の導入に向けたタイムラインについては、以下のような意見が表明されている。
 - 明確なタイムラインを示し、適切な準備を促していくことが必要。
 - ICSを巡る今後の議論の展開や米国の動向、諸外国との競争条件も踏まえつつ検討を進めるべきではないか。
- そうした国際的な動向を注視することは重要である一方、制度の導入に当たっては、導入に向けた一定のロードマップ（タイムライン）を置いたうえで、行政、保険会社、消費者を含む各ステークホルダーの準備・態勢整備を促していく（当局側での準備も含む）ことも必要ではないか。
- 現時点においては2025年からの国内規制の適用開始を一旦の前提とし、それまでの準備期間に必要な対応についても議論を深めていくことが必要ではないか。
 - ✓ 例えば、保険会社の経営行動の変化（商品戦略や投資戦略を含む）を予想しつつ、当局によるモニタリングの高度化や消費者の金融リテラシー向上に向けた施策の着実な実施が必要なほか、保険業界においても、必要な態勢整備（ITインフラや人的リソースを含む）を行うとともに、経済価値ベースの考え方も踏まえた商品戦略や投資戦略を一層高度化していくことが必要ではないか。

2. 「3つの柱」についての考え方

第1の柱について①（基準のあり方）

【標準モデル】

- 国内規制の第1の柱（標準モデル）については、ICSのMAV手法をベースとし、その基本的なコンセプトは維持した上で、国内規制としての必要な調整を検討していくことが基本的な方向性ではないか。
- 本有識者会議においては、上記の観点から各要素に関する基本的な考え方を整理することを目標とし、技術的な仕様については今後のフィールドテスト等を通じて固めていくべきではないか。
- ICSを出発点とした場合の検討の方向性については、以下が例として考えられるのではないか。
 - ✓ 割引率については、ICSにおいてもリスクフリーレートからの一定程度の調整が設けられている（スプレッドの上乗せ、3バケットアプローチによる運用資産構成の反映、UFRの採用）ところ、更なる調整が必要か否か、及びその場合の合理的な理由につき検討が必要ではないか。
 - ✓ リスク計測手法については、ICSはIAIGの候補社を中心としたカリブレーションに基づいてリスク係数（ストレス水準）が定められているため、国内独自のデータに基づくカリブレーションを行うことが考えられるのではないか。
 - ✓ リスク計測に係る政策的な措置（株式に係る対称リスク調整、インフラ投資の取扱い等）の要否については、その目的と期待される効果を具体的に把握したうえで、また規制上の裁定行為等の問題を惹起しないかといった観点からも議論が必要ではないか。

【内部モデル】

- 第1の柱における内部モデルの使用については、保険会社の内部管理高度化のためのインセンティブとする観点から前向きに検討していくべきとの意見もあった一方、審査に伴う当局・保険会社双方の負担や外部からみた場合の比較可能性に留意すべきとのコメントもあった。
- 国内規制における取扱いについては、ICSでの今後の議論も踏まえつつ、保険会社のモデルガバナンスに求められる目線、審査プロセスのあり方、保険会社・当局双方の負担、比較可能性の問題、リスクカテゴリー毎の取扱い等につき、検討が必要ではないか。

第1の柱について②（規制の適用範囲）

- 規制の適用範囲については、連結・単体や、IAIG・非IAIGの間で内容や適用スケジュールを違える大きな理由はないと考えられる一方、以下の点について検討が必要ではないか。
 - ✓ 連結ベースの基準であるICSをそのまま単体ベースに適用した場合に、実態を適切に反映しないと考えられる部分（例・グループ内再保険の取扱い）
 - ✓ 現行規制と比べた基準の複雑性に起因する、中小社における計算負荷やリソースの問題

第1の柱について③（監督措置のあり方（PCR））

- ESRがリスク量（所要資本）と適格資本の比として定義されていることに鑑みれば、ESR=100%を監督措置の開始点（PCR）とし、ESRの水準が低下するに従ってより対応のレベルを上げていく仕組みとすることは合理的ではないか。
 - ✓ 現行の早期是正措置、ソルベンシーIIや米国RBC規制における監督措置も基本的には同様の発想に基づいて定められている。
- 一方、ESRは市場変動に伴うボラティリティが大きいことから、一時点のESRの水準のみに基づき過度に機械的な監督対応を行う場合、保険会社の経営行動を歪んだ形で制約する可能性がある。
- PCR（ESR=100%）においては、現行制度と同様に一定期間の健全性の回復（ESRの回復）を求める枠組みとしつつ、下記のような観点が考えられるのではないか。
 - ✓ 市場環境やリスクの現実的な発現時点を考慮しつつ、必要な回復期間についてはある程度の柔軟性を持って判断する。（考え方の例：回復期間は原則1年とするが、リスクの顕在化に一定程度余裕がある場合には2～3年、短期的な懸念がある場合には6か月、等）
 - ✓ 特に、急激な市場変動等のシステミックな要因が背後にある場合には、ある程度長い期間をかけての回復を許容することとする。
 - ✓ なお、ESRが100%に抵触する以前の当局・保険会社の対話の中で、ESR低下時の対応についても予め議論を行っておく（第2の柱の一部）。

第1の柱について④（監督措置のあり方（MCR等））

【MCRについて】

- MCR（業務停止等の最も強い監督対応をトリガーし得る水準）については、現行制度においてはSMR=0%（及び実質資産負債差額が0）が該当。
 - ✓ 我が国の現行制度はあくまでもソルベンシー規制上の定めであり、保険業法や会社更生法（更生特例法）に基づく破綻処理とは別であることに留意。なお、ICSにおいては特段の定めなし。
 - ✓ MCRについては、その水準についても一義的な答はなく、フィールドテスト等を通じたカリブレーションも必要になると考えられる。
 - ✓ 本有識者会議においては、考えられるオプションについて一定程度整理することを目標とし、技術的な仕様については今後のフィールドテスト等を通じて固めていくことも考えられる。

【実質資産負債差額規制について】

- また、現行の実質資産負債差額規制については、金利感応度が経済価値ベースの考え方と逆でありALMの障害となっている可能性があり、現行の形のまま存置する意義は乏しいとの指摘があった。一方、金利上昇時の解約に備えて解約返戻金をカバーできるかを判定する指標としての意義があるとする意見もあった。
- 以上を踏まえ、経済価値ベース規制への移行時には、ソルベンシー規制からは実質資産負債差額に関する定めを撤廃したうえで、会計ベースのバランスシートに関する補完的な指標として必要な場合に活用していくことが適当ではないか。

第1の柱について⑤（妥当性検証の枠組み）

- 経済価値ベースの資産・負債は原則ベースであり、特に保険負債の現在推計の計算に必要な前提条件等の詳細は定められていない。規制として導入し、当局による監督や外部向けの説明・開示に使用するに当たっては、数値の妥当性を担保するための何らかの仕組みが必要ではないかとのご意見があった。
- 計算手法について過度に詳細な定めを置くことは難しいと考えられる一方で、以下のような方向性が考えられるのではないかと。
 - ✓ 特に保険負債評価につき、現在推計の作成方法に関する一定のガイダンス等を設けること
 - ✓ 数値の妥当性を担保する観点から、保険会社の内部における検証態勢、若しくは外部からの独立した検証態勢につき、求められる水準を整理すること
- 本有識者会議においては、上記を含む基本的な方向性につき整理を行ったうえで、日本アクチュアリー会等とも協議しつつ、具体的な制度の検討を進めていくことが必要ではないか。

第2の柱について

- 第2の柱は、広く定義すれば保険会社の経営管理のあらゆるものを包含する（ガバナンス、経営戦略、ビジネスモデル等）ものとなりうるが、議論の拡散を防ぐ観点からは健全性評価にかかる部分について主に焦点を当てるべきではないか。

【保険会社の内部管理のあり方について】

- 内部管理における健全性評価については、第1の柱の標準モデルに過度に引きずられるのではなく、自社のリスク特性を踏まえた内部モデルの構築も含め、積極的な高度化を図っていくことが重要ではないか。その中では、以下のような可能性を含め、用途に応じて適切と考えられる評価手法を用いていくことが重要ではないか。
 - ✓ 割引率につき、内部管理上の目的に照らして必要な場合には、規制上の手法（UFRによる補外等）以外の手法も用いて評価を行うこと
 - ✓ 自社の保険契約・運用資産のポートフォリオの特性や粒度の高いデータに基づく、より精緻なリスク計測手法を用いること
- また、第1の柱で捉えきれないリスクや定量化が難しいもの（気候変動リスク、サイバーリスク）等についても、当面は第2の柱（及び第3の柱）の中で適切に捕捉していくことが重要ではないか。
- 当然のことながら、定量的な評価手法自体はリスク管理の一側面でしかなく、ガバナンス面も含めたERM枠組みそのものの実効性を高めていくことが重要ではないか。

【監督上の検証について】

- 当局と保険会社の対話においては、規制上の標準モデルを一定のベンチマークとしつつ、内部モデルとの差異も踏まえ、各社固有のリスクプロファイルや第1の柱で捕捉されないリスクについても認識を深めることが重要ではないか。
- また、ESRの水準に関わらず平時より健全性にかかる対話を行い、懸念時・危機時の対応についても予め認識を共有しておくことで、（ESRの水準のみによる画一的・機械的な対応ではなく）実態を踏まえた動的な監督が実現できるのではないか。

第3の柱について

- 現行のソルベンシー・マージン比率に関する開示については、保険業法施行規則において細則が定められている。これを踏まえ、経済価値ベースのソルベンシー比率やその他の関連情報について、法定開示項目として定めるべき内容を検討する必要があるのではないか。
 - ✓ 例として、ソルベンシーIIにおいては、「ソルベンシー財務状態報告書」(SFCR)において、ソルベンシー比率(SCR、MCR)の数値や内訳、感応度、リスクに係る定性的な情報等の開示が求められている。
- 具体的な開示項目の検討に当たっては、投資家・市場参加者等の目線も踏まえた適正な規律付けの観点からの検討が必要である一方、開示側の負担感も考慮しつつ、法定開示による縛りを過度なものとならず、各保険会社の特性に応じた自主的な開示の拡充を促していくといった考え方も有り得るか。
- 他方、消費者等を含むより幅広いステークホルダーに対しては開示内容の理解が難しい点にも留意が必要と考えられ、例えばESRが「高ければ高いほどよい」といった誤解が生まれる可能性もある。こうした点にも配慮しつつ、幅広いステークホルダーが適切に情報を理解できるように必要な仕組みについても考慮が必要ではないか。

【狭義の第3の柱以外の論点について】

- なお、本有識者会議のスコープに必ずしも収まるものではないが、議論の中で示唆された以下の点についても、取組みを進めて行くことが重要ではないか。
 - ✓ 狭義の健全性に係る事項以外も含めた更なる開示の充実(気候変動リスク等)についても、国際的な動向も踏まえつつ検討していくこと。
 - ✓ 金融経済教育に係る取組みや適正な募集・説明を通じ、消費者がそれぞれのニーズに合致した(保険以外も含めた)商品を選択できる環境を整備していくこと。